

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒（10-11）動作確認において、1ノッチ引抜き操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、対応検討	C	
2	2号機	廃棄物処理建屋操作室換気空調系空調機本体ドレン排出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	主タービン油タンク計器盤の止めネジに欠損（4本）が認められたため、当該ネジを取付	D	
4	3号機	原子炉格納容器内温度記録計に記録用紙の送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ類排出タンク室純水供給元弁のシートリークにより、堰内に純水がリーク（約80リットル）し、「漏えい」の警報が発生したため、対応検討	D	
6	5号機	中央操作室換気空調系冷凍機の分解点検において、当該冷凍機用潤滑油ストレーナのハンダ付け部に剥離及びストレーナ取付部とメッシュ部に分離が認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	
7	6号機	原子炉建屋現場制御盤室換気空調系空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
8	6号機	火災報知器（タービン建屋南側給気ファン室内）の誤動作が認められたため、当該報知器を点検・修理	D	
9	6号機	プロセス計算機警報記録用プリンタにエラーメッセージが発生し印字が停止したため、当該プリンタを点検・修理	D	
10	6号機	所内ボイラ清缶剤ポンプ出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
11	6号機	タービン建屋配電盤室電気品室用換気空調系薬液注入タンク入口配管の保温材に破損が認められたため、当該保温材を点検・修理	D	
12	6号機	東側屋外トレンチ（タービン側）に漏えい警報が発生したため、対応検討	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	集中環境施設	廃棄物減容用高圧圧縮設備の油圧配管伸縮継手の表面（ゴム製）に割れ及び、同配管のサポート（Uバンド1箇所）の脱落が認められたため、対応検討	D	
14	集中環境施設	焼却工作建屋雑固体ドラム缶一時貯蔵室のホイストクレーン点検において、横行用電動機の軸受不良による回転子と固定子の接触が認められたため、当該電動機を修理	D	
15	集中環境施設	所内蒸気設備エリア換気空調系外気処理装置内ドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで